第12回神奈川県救急搬送受入協議会 次第

日時:令和4年3月31日(木)

16時00分から17時00分まで

場所:WEB開催

1 開 会

2 協議事項

神奈川県傷病者の搬送及び受入れの実施基準の改定(案)について

3 その他

4 閉 会

神奈川県救急搬送受入協議会委員名簿

任期(県職員を除く):令和2年6月1日から令和4年5月31日

No.	役職	所属名等		氏名(新)
1	会長	北里大学病院	副学長・医学部長・医学部教授、救 命救急・災害医療センター長	浅利 靖
2	副会長	(公社)神奈川県医師会	副会長	恵比須 享
3	副会長	横浜市消防局	救急部長	安江 直人
4	委員	横浜市立大学附属市民総合医療センター	高度救命救急センター長	竹内 一郎
5	委員	日本医科大学武蔵小杉病院	副院長兼救命救急センター長	松田潔
6	委員	東海大学医学部	救命救急医学教授 領域主任教授	中川 儀英
7	委員	三浦市立病院	総病院長	小澤 幸弘
8	委員	麻生総合病院	理事長兼病院長	菅 泰博
9	委員	横須賀市立うわまち病院	管理者	沼田 裕一
10	委員	(公社)神奈川県医師会	理事	久保田 毅
11	委員	(公社)神奈川県病院協会	副会長	長堀 薫
12	委員	(学)聖マリアンナ医科大学	救急医学教授	藤谷 茂樹
13	委員	川崎市消防局	警防部長	富樫 剛
14	委員	相模原市消防局	警防部長	関口 晃嗣
15	委員	横須賀市消防局	消防局長	野田 佳孝
16	委員	藤沢市消防局	消防局長	衛守 玄一郎
17	委員	神奈川県くらし安全防災局	防災部長	田邉 親司
18	委員	神奈川県健康医療局	保健医療部長	髙山 啓
19	専門委員	神奈川県精神科病院協会	副会長	山口 哲顕
20	専門委員	神奈川県産科婦人科医会	周産期医療対策担当理事	海野 信也
21	専門委員	日本小児科学会神奈川県地方会	幹事代表	伊藤 秀一

神奈川県傷病者の搬送及び受入れの実施基準

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
第 1 章 共通基準······ 4	5
I 分類基準 【消防法第35条の5第2項(第1号)】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
Ⅱ 医療機関リスト【消防法第35条の5 第2項(第2号)】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
Ⅲ 観察基準【消防法第35条の5第2項(第3号)】 ・・・・・・・・・・・・・・ &	9
Ⅳ 選定基準【消防法第35条の5第2項(第4号)】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
V 伝達基準【消防法第35条の5第2項(第5号)】 ·············10	11
VI 受入医療機関確保基準【消防法第35条の5第2項(第6号)】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
VII その他基準【消防法第35 条の5第2項(第7号)】············12	13
™ 実施基準策定後の留意事項············· 12	13
第 2 章 妊産婦に係る基準····································	14
妊産婦に係る基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
Ⅲ 観察基準【消防法第35条の5第2項(第3号)】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
Ⅳ 選定基準【消防法第35条の5第2項(第4号)】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
V 伝達基準【消防法第35条の5第2項(第5号)】 ·············-18	19
VI 受入医療機関確保基準【消防法第35条の5第2項(第6号)】・・・・・・・ 19	20
第3章 精神疾患を有する傷病者に係る基準······20	21
精神疾患を有する傷病者の身体症状にかかる基準について・・・・・・・・・・-21	22
Ⅲ 観察基準【消防法第35条の5第2項(第3号)】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
Ⅳ 選定基準【消防法第35条の5第2項(第4号)】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
V 伝達基準【消防法第35条の5第2項(第5号)】 ·············25	26
VI 受入医療機関確保基準【消防法第35条の5第2項(第6号)】・・・・・・・・26	27
附則····································	28
別表 1~17··········· 28	29
別紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99	99
参考 1 ~ 5 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	108
平成23年3月	
平成24年2月(追加改定)	
平成25年3月(追加改定)	
令和4年3月(一部改定)	
サイング の以上/ 神 本 川 直	

改定経緯

○平成24年2月

第2章妊産婦に係る基準を追加した。

〇平成25年3月

第3章精神疾患を有する傷病者に係る基準を追加した。

〇令和4年3月

1 見直しの経緯について

本基準については、上記の改定を経て当初の目的を達成したが、その後8年が経過しており、近年の救急搬送や医療機関の受入れの課題を踏まえ必要な見直しについて検討することとした。

このことから、神奈川県救急搬送受入協議会に作業部会を設置し、検討を行った。

2 検討内容について

本基準の第1号基準から第5号基準については、現時点で大きな問題及び課題は生じていないことを確認し、「4回以上受入照会しても受入に至らない場合」(第3章の精神疾患を有する傷病者に係る基準は5回以上受入照会)又は「現場到着後30分以上経過した場合」の受入医療機関を定めている第6号基準に重点を置いて見直しを行った。

3 主な改正点について

- (1) 第1章共通基準 Ⅱ 医療機関リスト【消防法第35条の5 第2項(第2号)】に定める医療機関の更新
- (2) 第1章共通基準 VI受入医療機関確保基準【消防法第35条の5第2項(第6号)】に定める 医療機関の更新
- (3) 第3章精神疾患を有する傷病者に係る基準 VI 受入医療機関確保基準【消防法第35条の 5第2項(第6号)】に定める医療機関の追加
- (4) 第1章共通基準 VII その他基準【消防法第35 条の5第2項(第7号)】の「神奈川県ドクターへリ運用基準」を最新版へ更新

4 今後について

今回の見直しに伴い、①第6号基準に定めた医療機関で必要な病床を確保するため、急性期から回復期へ移行した患者の受入れを行う後方支援病院との連携強化の必要性、②中等症以下の場合の第6号基準の必要性、③中等症以下の精神疾患を有する傷病者の受入れ及び連携体制などの課題も挙がったことから、今後の検討課題とし、改善に向け取り組む。

また、精神疾患を有する傷病者の搬送及び受入れに係る課題は長期的な課題であり、今後も消防、救急医療機関、精神科医療機関の情報共有及び連携を図り、引き続き見直しの検討を行っていく中で改善されるよう努めていく。

さらに、地域の医療連携体制が構築されるよう、政令指定都市、市町村とも協力して課題 解決に向けて取り組む。

VI 受入医療機関確保基準【消防法第35条の5第2項(第6号)】

1号から5号までの基準に従い、傷病者の搬送及び受入れの実施を試みても、なお、傷病者の受入れに時間を要する事案が発生した際、受入医療機関を確保するため、消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準及びその他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項について定める。

1 適用範囲

傷病者の状況が生命に影響を及ぼすような緊急性が高いものとして分類された重篤を含む 重症度・緊急度が高い症状・病態等で併せて精神疾患を有する傷病者については、医師から の特別の指示がある場合を除き、現場到着後、搬送先医療機関の選定にあたり、「4回以上 受入照会しても受入に至らない場合」又は「現場到着後30分以上経過した場合」に受入医療 機関確保基準を適用する。

2 受入医療機関確保基準

県が広域(2つの二次保健医療圏域を合わせた程度)の身体合併症対応施設等を整備した 後に、指定を受けた身体合併症対応施設等は、精神疾患を有する傷病者を受け入れることを 原則とする。

身体合併症対応施設(平成26年4月1日現在 令和4年4月1日現在)

- ・東海大学医学部付属病院(湘南東部、湘南西部、県央、県西)
- · 北里大学病院(相模原、県央)
- 済生会横浜市東部病院(横浜、川崎北部、川崎南部)
- ・横浜市立みなと赤十字病院(横浜、横須賀・三浦、湘南東部)
- ・横浜市大附属市民総合医療センター(横浜、横須賀・三浦、湘南東部)
- ・聖マリアンナ医科大学病院(川崎北部、川崎南部、横浜)
- ※ 全県で6病院を指定することとしており、その他の地域については、関係機関との 合意が得られた段階で掲載。

3 その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

(1) 医療機関の連携体制の推進

救命救急センターや二次輪番制の医療機関等で必要な病床を確保するため、急性期から回 復期へ移行した患者の受入れを行う後方支援病院(主として精神科病院)の強化や回復期リ ハビリテーションや在宅医療の機能強化を行う。

(2) 救急医療情報システム運用体制の充実

医療機関と消防機関の間で、よりリアルタイムで正確な情報共有が行われるよう、各救急 医療機関は可能な限り、応需情報を救急医療情報システムへ入力する。

(3) その他

消防本部が通報内容から傷病者の状況を見込み、救急隊が出動した時点から、消防本部の指令室が医療機関の選定を始め、搬送時間の短縮を図る方法や、消防本部と三次救急医療機関をホットラインで結ぶことで、双方が状況を常時把握し、救急搬送と救急医療機関の需給を詳細なレベルで合致させる方法など、現状の中で改善できる方法を検討する必要がある。

受入医療機関確保基準医療機関 (一般救急)

1 リスト作成の基本的考え方

本リストは、各地区において、市町村、医療機関及び医療関係団体の合意を得て作成したものである。

2 本リストについて

このリストは、分類基準に定める傷病者(妊産婦及び精神疾患を有する傷病者を除く)の 搬送及び受入先選定にあたり、受入医療機関確保基準【消防法第35条の5第2項(第6号)】が適 用された場合に限って救急隊が使用するものである。

(令和4年4月1日現在)

地区名	市区町村	医療機関名
横浜地区	横浜市	横浜市立大学附属市民総合医療センター
川崎地区	川崎市	川崎幸病院
相模原地区	相模原市	北里大学病院
横須賀・三浦地区	横須賀市 鎌倉市 逗子市 三浦市 葉山町	
湘南東部地区	藤沢市 寒川町 茅ヶ崎市	勝沢市民病院 湘南藤沢徳洲会病院 茅ヶ崎市立病院
湘南西部地区	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町二宮町	· 東海大学医学部付属病院
県央東部地区	大和市 座間市 綾瀬市	· 海老名総合病院
県央西部地区	厚木市 海老名 愛川町 清川林	
県西地区	小田原市 南足村 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原	小田原市立病院 (県立足柄上病院)

受入医療機関確保基準医療機関 (妊産婦)

1 リスト作成の基本的考え方

本リストは、関係機関との調整の上、医療機関からの合意を得て作成したものである。 ※なお、本リストは毎年更新を行うものとする。

2 本リストについて

このリストは、分類基準に定める「妊産婦」傷病者の搬送及び受入先選定にあたり、受入 医療機関確保基準【消防法第35条の5第2項(第6号)】が適用された場合に限って救急隊が使用 するものである。

(令和4年4月1日現在)

地区名	市区町村		医療機関名
横浜地区	横浜市藤沢市鎌倉市		横浜労災病院 藤沢市民病院 昭和大学横浜市北部病院 横浜市立市民病院 済生会横浜市東部病院 横浜市立みなと赤十字病院 済生会横浜市南部病院 横浜南共済病院 けいゆう病院 【輪番制により運用】
	川崎市	宮前区 多摩区 麻生区	聖マリアンナ医科大学病院
川崎地区		中原区 高津区	日本医科大学武蔵小杉病院
		川崎区 幸区	川崎市立川崎病院
三浦半島地区 横須賀市 逗子市 三浦市、 葉山町			横須賀共済病院
湘南地区	平塚市 茅ヶ崎市 秦野市 厚木市 伊勢原市 大磯町 二宮町 愛川町 清川村		東海大学医学部付属病院
西湘地区	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町		小田原市立病院
県央・北相地区		大和市 海老名市 養瀬市 寒川町	北里大学病院